

大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査業務委託 仕様書

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

ビジョンの実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限導入として、安定電源の開発を進める必要がある。

本業務では、町内への農業用水供給を目的とする坂下ダムにおいて、ダム水利を活用した小水力発電と、湖面その他のダム敷地内における太陽光発電の実現可能性を調査する。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査
- (2) 事業対象地 福島県双葉郡大熊町大川原手の倉125
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年3月15日まで

3 委託業務内容

本業務の受託者は、本町復興計画やゼロカーボンビジョン等の関連する計画及び本町の人口動態や産業動向、福島県による過去の調査実績等を踏まえ、坂下ダムにおける小水力及び太陽光発電の導入にかかる下記の調査及び検討を実施する。

(1) 小水力発電導入にかかる検討

① 調査

- ・坂下ダムにおける水の流入量及び流出量、地形等の現況を調査する。
- ・現況調査結果及び既存資料を基に、発電計画に必要な基本情報を整理する。
- ・ダム施設及び関連水利権並びに関連法規を調査、整理する。
- ・小水力発電導入に関する先事例を調査する。

② 概略検討

- ・過去調査からの状況変化を考慮しつつ、非FITでの経済性や事業スキームについて検討する。
- ・調査結果を基に発電シミュレーションを実施し、地形や流量などの状況から最も効果的と考えられる発電手法を検討する。
- ・発電した電力については、町内農業関連施設を中心に、その他公共施設における利活用の可能性について検討する。

(2) 太陽光発電の設備導入にかかる検討

湖面に浮かべるフロート型その他の太陽光発電事業の可能性について、太陽光発電設備の設置方式及び工事費等について調査を行う。

① 調査

- ・ 坂下ダムにおける地形及び日射状況等の現地状況を調査する。
- ・ 現況調査結果及び既存資料を基に、発電計画に必要な基本情報を整理する。
- ・ ダム施設の利用にかかる関連法規を調査、整理する。
- ・ 太陽光発電導入に関する先行事例を調査する。

② 概略検討

- ・ 調査結果を基に、発電シミュレーションを実施し、最適な発電手法や発電を実施する上での課題などを検討する。
- ・ 発電した電力の利活用の可能性について検討する。

(3) 電力送配電に関すること

小水力発電等を実施する上で、東北電力ネットワークの送電線空き容量調査等系統連系に必要な調査を実施する。また、自営線による配電や水素を利用した供給等効果的な手法を検討する。

(4) 基本設計必要図書の作成

各種調査及び検討を基に基本設計実施に必要な図書を作成する。

4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 委託業務着手届 (別記第1号様式) | 1部 |
| (2) 委託業務完了届 (別記第2号様式) | 1部 |
| (3) 業務完了報告書 (中間・最終共に自由様式) | 1部 |

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

- ① 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- ② 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 成果品

本業務委託完了後、調査報告書 (A4版、くるみ製本) 3部、及び電子媒体1式を作成し、成果品として提出すること。

7 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

- ① 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。
- ② 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- ③ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。
- ④ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。
- ⑤ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日